

# 令和5年度藤岡市子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況一覧

資料②

## 2 教育・保育

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
2-①	幼稚園・認定こども園 (1号認定、3～5歳児)	幼稚園、認定こども園において幼児教育の提供を実施します。	幼稚園への入園を希望する児童に対し、的確な認定業務を行い、滞りなく提供します。	<p>○1号定員数○  <b>認可施設 230人</b>  <b>私学助成幼稚園 80人</b></p> <p>○1号認定者数○  <b>認可施設 213人</b>  <b>私学助成幼稚園 26人</b>                      (令和6年3月時点)</p>	「幼児教育・無償化」が始まったことにより、無償になる対象が幅広くなり、需要が増えたが、待機児童はなし。	利用者数の推移や、施設の意向を踏まえて適正な定員設定を行いつつ、迅速に認定業務を行うことで、施設の安定運営を図る。	子ども課 児童福祉係
2-②	保育園など (2号認定、3～5歳児)	保育所、認定こども園、認可外保育施設において保育の提供を実施します。	保育所、認定こども園、認可外保育施設へ入園希望の3～5歳児の児童に対し、保護者が安心して預けられるよう、的確な認定業務等を実施します。	<p>○2号定員数○  <b>公立施設 44人</b>  <b>私立施設 1,021人</b></p> <p>○2号認定者数○  <b>公立施設 33人</b>  <b>私立施設 831人</b>                      (令和6年3月時点)</p>	少子化の影響により年々利用者数が減少傾向にあり、しばしば施設から定員管理について相談が寄せられる。	3～5歳児の人口や利用者数の推移を捉えて適正な定員設定を行いつつ、保育認定業務等を的確かつ迅速に行うことで、適切な保育の提供を図る。	
2-③	保育園など (3号認定、0～2歳児)	保育所、認定こども園、認可外保育施設等において保育の提供を実施します。	保育所、認定こども園、認可外保育施設へ入園希望の0～2歳児の児童に対し、保護者が安心して預けられるよう、的確な認定業務等を実施します。	<p>○3号定員数○  <b>公立施設 16人</b>  <b>私立施設 689人</b></p> <p>○3号認定者数○  <b>公立施設 20人</b>  <b>私立施設 631人</b>                      (令和6年3月時点)</p>	地区によっては希望の園が重なることで定員を超えてしまい、入所保留として入所できるまで育休を延長する児童がいる。	適正な定員設定を行いつつ、利用者の希望を伺いながら幅広く情報を提供することで、適切な保育の提供を維持する。	

### 3 地域子ども・子育て支援事業

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
3-(1)	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、特定教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	子どもや保護者の抱える問題を把握し、関係機関と連携して妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う。	<b>実施箇所 1か所</b> <b>関係機関との連携を図り、継続した支援が必要な妊婦には、妊娠支援計画を作成し、妊娠期から子育て期にわたって支援を実施。安心・安全に子育てができるようにした。</b>	若年、外国人、生活困窮等の複合的な問題を抱える事例が増えており、関係機関との連携や継続的な関わりが必要になっている。	個々の事例の問題点を精査し、継続した支援を行なうことで、子どもが安心して健やかに生活できるよう支援体制を強化していく。	子ども課 母子 保健係
3-(2)	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	子育て支援センターを身近に利用できるよう、子育て相談や活動に対する支援、情報提供など地域の子育て親子の育児支援を行う。	<b>事業所数 15か所</b> <b>延べ利用者数 13,953人</b>	子育てが孤立化し、子育ての不安感・負担感を感じている人もいるので、子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安や悩みを相談できる場を提供していく。	支援センターが利用者にとって身近で、人との交流の温かみを感じながら育児相談をできる場にしていく。	
3-(3)	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦と胎児の定期的な健康管理の充実、経済的負担の軽減を図るため、健診に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する。	<b>妊婦健診受診票支給数 289件</b> <b>妊婦健診受診票利用率 94.1%</b> <b>妊婦個別歯科健診受診者数 88人</b> <b>妊婦個別歯科健診利用率 31%</b>	妊婦歯科健診について、受診率の低迷が継続しているため、再度受診率向上に向けた取り組みを検討する必要がある。	妊婦歯科健診受診率を向上させ、妊娠中から口腔衛生を保つことで、母子がより健康に生活できるように指導する。	
3-(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、適切なサービス提供につなげる。	<b>訪問対象者数 286人</b> <b>訪問実施数 279件</b> <b>実施率 97.6%</b> <b>(訪問目安：産後1か月)</b>	対象者と連絡がとれなかったり都合が悪かったりして、訪問ができないケースがある。訪問が必要な対象者への電話連絡が頻回となってしまった場合、信頼関係を築くまでに時間を要することがある。	今後も妊娠届出時の面談から特に支援が必要な母子を把握し、妊娠中と産後の訪問につなげ、必要時間関係機関とも連携をはかりながら支援する。健康推進員の訪問についても妊娠届出時と出産後の案内を継続する。	

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
3-(5)-1	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、育児不安の解消や適切な養育環境が維持改善できるよう個別相談や個別支援の充実を図る。	訪問数 365件	妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）は精神疾患や経済的な問題等複雑な場合があり、関係機関との連携や頻回の訪問等が必要と思われる事例がみられる。	妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援する。	子ども課 母子 保健係
3-(5)-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。	児童福祉にかかわる関係諸機関との連携を図り、児童虐待等の予防と見守り、事後のフォローを円滑に進められる体制を構築する。	対応者数 52人 ＜内訳＞ 虐待 26人 ネグレクト 26人 ----- 要保護児童対策地域協議会 名簿掲載児童 52名	児童虐待の背景に、経済的貧困、保護者の思考や行動特性等の家庭環境が強く影響していると思われるケースのあるため、関係機関等との連携の中で具体的な支援の方策まで協議し、継続して支援していくことが課題である。	主任児童委員の役割を明確にして、地域で気になる児童がいたら連携して支援を行うことができるようにする。出生から18歳までの切れ目ない支援ができるよう、（仮）子ども家庭センターの設立についても検討を重ねる。	
3-(6)	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)】です。	児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の社会的な事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。	実施事業数 3箇所 延べ利用日数 37日	児童養護施設希望館が対象となる幼児の利用調整がつかないことが多く、児童相談所の一時保護の検討や希望館への再調整が必要とされたため、希望した日程で利用が行えない。	令和6年度も高崎市内の養護施設及び愛育乳児園と委託契約を行った。近年では核家族が定着したことに加え、生活困窮、保護者の養育力の欠如、子どもの障害等様々な問題が複雑に絡み合い、子育てに不安を抱える家庭が増加している。今後も母子保健事業のすこやか教室で本事業を紹介するとともに、必要と思われる家庭には個別相談と並行して本事業を紹介していく。	子ども課 子ども 家庭 支援係
3-(7)	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	育児に関する相互援助活動を支援することにより、仕事と育児の両立ができる環境を整備し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。健康推進委員等へ事業の周知を行い、提供会員数の増加を目指す。	○会員数○ 依頼 111人 提供 29人 両方 5人 ○活動件数○ 子育て援助 16人 病児・緊急 0人 就学後 106人 ----- 延べ預かり人数 123人 活動時間 161時間	援助を行う提供会員数が依頼会員数と比較して少ないこともあり、マッチングが容易にできない時もあった。	援助活動を行う際の適切な知識・技術を習得するために、講習会の内容を充実させる。健康推進員の研修会等の機会に事業の趣旨を説明し、自らの子育て経験を活かした活動に興味をもってもらい、提供会員の登録へつなげていく。	

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
3-(8)-1	一時預かり事業 【幼稚園における在園時を対象とした一時預かり(預かり保育)】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	認定こども園や幼稚園で教育を受ける児童が、家庭において一時的に保育が困難となった際、一時預かりを実施する施設に補助を行うことで、施設における運営を支援し、保護者ニーズに対応した保育間今日の充実を図ります。	<b>実施施設数 12園</b> <b>延べ利用者数 24,466人</b>	一時的に保育が困難となった際に利用する事業なので、母親の就労を理由に常態的に預かり保育を利用する場合は、保育認定に移行するよう周知する必要がある。	今後も継続して保護者のニーズに対応できるよう、一時預かりを実施する施設で保育環境の充実を図っていく。	子ども課 児童福祉係
3-(8)-2	一時預かり事業 【一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	家庭において保育を受けることが一時的に困難な場合や、母のリフレッシュ時間として各施設が乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行うことを目的としています。	<b>実施施設数 14園</b> <b>〇延べ利用者数〇</b> <b>一時預かり 514人</b> <b>子育て援助活動支援事業 0人</b> <b>子育て短期支援事業 0人</b>	各施設で預けられる対象月齢児、利用料が異なる。また、保育士の人数や利用者数によって預けられない日がある。	今後も継続して行っていく。	
3-(9)	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等の通常の利用時間以外において、保育を実施する事業です。	保育認定を受けた児童について、標準時間認定および短時間認定の通常利用時間を超えて、保育を実施できるように環境整備を図ります。	<b>実施施設数 20園</b> <b>延べ利用者数 516人</b>	新型コロナウイルスの影響が落ち着いたことから、利用者数の増加がみられる。引き続き保護者のニーズに合わせた提供体制の確保が必要である。	様々な業務形態があるなか、延長保育の利用ニーズに応えるため、今後も必要な保育を継続していく。	
3-(10)	放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。	民設民営24ヶ所と公設民営2ヶ所(みどの学童クラブを社会福祉協議会、藤岡中央児童館学童保育所をNPO法人ラポールの会)に運営委託し、共働き世帯を支援するとともに児童の健全な育成を図る。	<b>事業所数 26か所</b> <b>利用者数 978人</b> ----- <b>〇放課後児童クラブへの補助金〇</b> <b>補助額 7,990千円</b> <b>・職員の基本給等の賃上げに係る経費を補助</b> <b>・物価高騰対策に係る経費を補助</b>	クラブの開所時間内で指導員配置基準を満たさない時間帯があるが、要件を満たす指導員が集まらず、指導員の確保・複数体制の維持ができないクラブが散見される。更に、令和6年度より、常勤職員の配置状況による委託金額の増加が見込まれるため、実施方法の検討が必要となる。	日誌や月次報告から開所時の状況を把握し、運営の適正化を図ると共に、上記の実施に向けた具体的な検討を進める。	子ども課 子ども家庭支援係
3-(11)	病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。【病児保育事業は未実施】	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、藤岡市が委託した園に付設された専用スペースで一時的に保育します。	<b>実施施設数 1園</b> <b>延べ利用者数 57人</b>	病児保育を希望する保護者からの問い合わせが多い。本市では「病後児保育」のみ行っているため保護者より説明を求められることがある。	出生数が減少傾向にあるが、広報等で引き続きPRをし、利用希望者への周知を図っていく。	子ども課 児童福祉係

#### 4 母親や乳幼児等の健康確保、切れ目のない支援へ向けて

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
4-1	各種乳幼児健康診査	股関節検診、4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に乳幼児健康診査を実施します。また、健診時に児童の成長・発達等に関する相談に応じます。	各月齢や年齢に応じた運動機能・視聴覚障害・精神発達の遅滞等、障害を持った乳幼児を早期に発見し、適切な指導及び助言を行うとともに、生活習慣の自立・う歯予防・栄養・その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康保持増進を図る。また、その保護者に対し育児や発達面の相談や指導を行う。	<p>○ 健診受診数 ○</p> <p><b>股関節健診 258人</b>  <b>4か月児健診 279人</b>  <b>1歳児健診 305人</b>  <b>1歳6か月児健診 273人</b>  <b>3歳児健診 339人</b>  <b>5歳児健診 367人</b></p>	感染症対策や環境（室温等）に配慮しながら、決められた時間やスペースで安全を確保し行う。	感染症対策、環境（室温等）、事故予防等に留意し、安全に健診を実施する。早期に支援が必要な児とその保護者に対し、個々の家庭に寄り添った方法で継続的に支援を行う。	子ども課 母子 保健係
4-2	乳児家庭全戸訪問事業 【再掲3-(4)】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、適切なサービス提供につなげる。	<p><b>訪問対象者数 286人</b>  <b>訪問実施数 279件</b>  <b>実施率 97.6%</b>  <b>(訪問目安：産後1か月)</b></p>	対象者と連絡がとれなかったり都合が悪かったりして、訪問ができないケースがある。訪問が必要な対象者への電話連絡が頻回となってしまった場合、信頼関係を築くまでに時間を要することがある。	今後も妊娠届出時の面談から特に支援が必要な母子を把握し、妊娠中と産後の訪問につなげ、必要時間関係機関とも連携をはかりながら支援する。健康推進員の訪問についても妊娠届出時と出産後の案内を継続する。	
4-3	育児相談事業	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	育児全般に関する相談を定期的開催し、子どもの発育発達の確認や、保護者の育児に関する不安の解消につなげる。	<b>延べ相談利用数 75件</b>	保護者の育児不安が強い場合や、子どもの発育発達に心配がある場合は、定期の相談日以外で対応していく必要がある。	今後も、毎月予約制で実施していくとともに、予定が合わない場合は個別で日程調整をし、継続的に子どもの発育発達をみたり、養育者の育児不安を解消していけるよう対応を続けていく。	
4-4	栄養相談事業	離乳食教室や1歳児健診、マタニティクラス等で、栄養士による指導・相談を実施します。年代に応じた指導内容とし、離乳食の調理実習や歯科衛生士による虫歯予防など幅広く活動します。	ママサロンや離乳食教室等で、栄養士や保健師による栄養指導・相談対応を行い、妊娠期から乳幼児期の望ましい食事について伝えていく。	<p>○ 教室開講数 ○</p> <p><b>ママサロン 4回</b>  <b>離乳食教室 12回</b></p> <p>○ 教室受講者数 ○</p> <p><b>ママサロン 10組</b>  <b>離乳食教室 120組</b></p>	ママサロンでは、共通した指導内容のほかに、個々の栄養状態に合わせた指導が必要になる場合もある。離乳食の進め方は実際には個人差が大きいのので、教室以外でも継続して離乳食について相談を受ける体制が必要である。	今後も、ママサロンと離乳食教室にて、栄養士・保健師による栄養指導を実施し、妊娠期から乳幼児期の望ましい食事について伝えていく。	

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
4-5	両親学級	両親へ妊娠・出産・育児をテーマとした教室を開催します。父親のマタニティ体験や妊娠中の保健、家族計画等幅広い分野をテーマとして開催し、虐待やDVのない明るい家庭が築ける基礎作りを目指します。	両親での沐浴演習や父親のマタニティ体験を通して母性・父性意識の向上、父親の育児参加を促す。また、妊娠中や出産後の経過について具体的にイメージできるように関わり、出産・育児への不安が軽減するよう支援する。	開催数 6回 参加者数 42組 (偶数月の土曜日に実施)  ※平日沐浴教室 開催数 6回 参加者数 8組	両親学級の内容として、沐浴実習以外にも、育児に関する情報を伝え、より出産・育児が順調に経過するよう支援する必要がある。そのためにも、どのようなニーズがあるか把握する必要がある。	平日の沐浴教室の時間も利用し、利用者のニーズに沿った内容となるように検討する。	子ども課 母子 保健係
4-6	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	各学校の要請に応じて出前講座を実施します。命の大切さ出前講座では小学校低学年・高学年・中学校用の指導案を作成し、学校と連携しながら実施します。	妊娠と出産の過程を学ぶ中で、家族の思いに気付き、命の大切さについて考えさせる。命の尊さを学び、自分の体や相手の体を大切にしようとする気持ちを持たせる。	講座開催数 16回 延べ参加者数 740人	若年妊婦が増加傾向のため、望まない妊娠とならないよう、再度、命の大切さについてや、中学生に対する実施内容の検討を行う必要がある。	各学校の養護教諭や担当者、助産師と連携し、講座の実施後に振り返りを行い、内容を再検討し、より良い講座となるように努める。	
4-7	歯科予防に関する正しい知識の普及	歯科健診等の事業と健康な歯をつくらう出前講座により、正しい知識を普及して、歯科予防の実行を向上させていきます。	未就学児、小学生、中学生が年齢に応じた口腔ケアの必要性や方法を学び、むし歯や歯周病を予防することができる。	講座開催数 13回 延べ参加者数 1531人	・申込がない学校もあり、コロナ前の実施回数より少ない。 ・出勤できる歯科衛生士の人数が以前より少ないため、学校側が希望する日程での決定が難しいことがあり、日程調整に時間を割いている。	・コロナ禍で赤染めを経験していない児童生徒もいるため、汚れやすい箇所の確認や歯磨きの手技をていねいに確認していく。 ・依然としてコロナ前の実施回数より少ないため、事業の周知を図り、市内全小中学校で実施できるよう努めていく。	
4-8	妊婦健康診査 【再掲3-(3)】	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦と胎児の定期的な健康管理の充実、経済的負担の軽減を図るため、健診に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する。	妊婦健診受診票支給数 289件 妊婦健診受診票利用率 94.1% 妊婦個別歯科健診受診者数 88人 妊婦個別歯科健診利用率 31%	妊婦歯科健診について、受診率の低迷が継続しているため、再度受診率向上に向けた取り組みを検討する必要がある。	妊婦歯科健診受診率を向上させ、妊娠中から口腔衛生を保つことで、母子がより健康に生活できるように指導する。	
4-9	産婦健康診査	産後の回復状況の確認や産後うつや早期発見のために行う産婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。	産婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、産後の回復状況の確認や産後うつや早期発見し、早期介入につなげる。	受診券発行数 261枚 受診者数 250人 受診率 96%	2週間健診と1か月健診のどちらかのみを受診する人がいる場合がある。産後早期は育児不安が強かったり、マタニティブルーによって気持ちが落ち込みやすい時期でもあるため、受診をすることによって異常の早期発見に努める必要がある。	妊娠中からマタニティブルーや産後うつについて知識を広める必要がある。引き続き、産婦健診受診票の交付と受診勧奨を続け、産後うつなどの早期発見につなげる。また、1か月健診の受診票も公費負担となるよう検討する必要がある。	
4-10	新生児聴覚検査	医療機関において新生児聴覚検査を受診した際にかかる費用の一部を助成します。	医療機関において新生児聴覚検査を受診した際にかかる費用の一部を助成し、聴覚障害の早期発見につなげる。	受診券発行数 261枚 受診券利用者数 246人 受診率 96.2%	低出生体重児や疾患を持って生まれた児は、新生児聴覚検査の受診が遅れる場合があり、受診票を使用しないで検査が終了する場合がある。	今後も、妊娠届時に新生児聴覚検査の受診票を交付し、妊娠期から新生児聴覚検査の早期の受診勧奨し、受診につなげる。また、受診票を利用して新生児聴覚検査を受診したかどうか、再度確認し、受診率を正確に把握する。	

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
4-11	がん検診（婦人科）	対象年齢の女性へ検診無料クーポンを配布し、各種がんに対する検診率の向上に努めます。	子宮頸がんは早期に治療を行えば、ほとんどが治癒することから、早期発見早期治療に繋げるために、子宮頸がん検診を実施します。受診率の向上、精検向上率100%に努める。	<b>検診率 13.2%</b> <b>個別検診は市内3医療機関で実施、集団検診は日曜日に実施。令和4年度より若年層への検診受診を促すことを目的に、20歳を祝う会での啓発チラシの配布を実施。</b>	若年層の受診対策として21歳の女性に無料クーポンを配布し、また、未受診者の方に受診勧奨の通知を送っていますが、若年層の受診率は低い状況です。	実施期間を6月から2月までとし、個別検診と集団検診で実施しています。集団検診は令和5年度と同様に予約制で実施します。また、日曜日にも検診を実施し、受診しやすい体制を作っています。12月には再勧奨はがきを発送、1月には20歳を祝う会での啓発チラシを配布し、受診率アップに繋がります。	健康づくり課
4-12	予防接種の実施	予防接種法に基づき、疾病の流行防止に努めます。また、未接種を減少させるため、健診時等を活用し接種勧奨を行います。	多くの人を感染症から守るため、定期予防接種の接種機会を確保するとともに、一定の接種率の確保を目指します。	<b>個別予防接種完了率 80.7%</b>	予防接種の目的を理解しないで、親の育児方針で子どもに予防接種を受けさせない親がいる。	健診等で母子健康手帳の予防接種歴の確認を行い、未接種ワクチンの接種勧奨を行う。また、子宮頸がんワクチンのチャッチアップ終了に伴う周知を行う予定。	子ども課 母子保健係
4-13	子どもの医療費無料化	子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう、医療費の一部負担金を県と市で負担します。	福祉医療対象者が医療機関で早期受診できることで、症状の重症化を防止する。	<b>受給資格者数 7,339人</b> <b>支給件数 117,107件</b> <b>扶助費 281,650千円</b>	医療費が無料になることから、時間外受診や重複診療につながる場合もある。	早期受診による重症化の防止や子育て世帯の経済的な負担軽減のため、令和5年4月から高校生世代（18歳年度末まで）拡大し医療費の助成を行った。今後も継続的な事業の実施が必要。	保険年金課
4-14	健康推進員事業	健康推進員に様々な保健活動への協力をしてもらい、市民の健康増進を図ります。	産後訪問について、健康推進員活動の周知を強化する。 新任研修、母子・成人研修で市の保健行政についてや最新の健康知識を身に着ける。	<b>委嘱者数 144人</b> <b>産前訪問数 148件</b>	訪問については、電話に出してくれない、訪問しても会えない等で難しいケースがある。地域によって出生数に差があるため、訪問負担が偏っている。山間部は高齢化や過疎化が進んでおり、推進員のなり手が不足している。	年間計画に沿って研修・会議等を行い、健診協力や支部活動を支援する。 改選年度にあたって、訪問活動の在り方を考え、推進員数や設置規則の見直しについて検討する。	子ども課 母子保健係
4-15	健康教育の推進	健康教育に対し、教育方針への明示や校長会議・教頭会議・学校訪問・文書等で指導を行うとともに、児童の心身の健康増進を図ります。	学校医・学校歯科医等の関係者からの助言を得ながら、新型コロナウイルス等の感染症対策を施すとともに、学校保健委員会を開催を中心とした学校における健康課題についての取組を行い、校内における健康教育を推進していく。	<b>校長会議 11回</b> <b>副校長・教頭会議 11回</b> <b>感染症情報収集システムによる情報把握</b> <b>医師会との連携</b> <b>薬物乱用防止教室と薬剤師との連携</b>	教員の働き方改革も関わり、紙面開催等の変更などが行われた事業もあることから、事業の本来の目的及び方法の見直しと、令和5年度の事業の評価を令和6年度以降の実施に反映していくことが課題である。	感染症対策を継続するとともに、効果的な健康教育の推進ができるように各学校の教育環境を整えていくとともに、事業の目的や目標の見直しと設定を行い、適切に健康教育が実施できるようにする。	学校教育課
4-16	子どもの事故予防のための啓発	相談や健診事業を利用して、誤飲・転落・やけど等の事故や乳幼児突然死症候群の予防指導を行い、啓発に努めます。	誤飲・転落・やけど等の事故や乳幼児突然死症候群の予防指導を実施し、啓発を行う。	<b>チラシ発行数 1,141枚</b>	転落ややけどの事故は多く、問診票に記載している人もいる。引き続き事故予防の啓発が必要となる。	今後も事故予防の啓発活動を実施していく。	子ども課 母子保健係

## 5 育児不安の解消、情報の提供対策の充実

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-1	乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業 【再掲3-(4),3-(5)-1】	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるように支援します。	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、育児不安の解消や適切な養育環境が維持改善できるよう個別相談や個別支援の充実を図る。	<b>訪問数 365件</b>	妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）は精神疾患や経済的な問題等複雑な場合があり、関係機関との連携や頻回の訪問等が必要と思われる事例がみられる。	妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援する。	子ども課 母子 保健係
5-2	子育て支援センター事業 【再掲 3-(2)】	子育て親子の交流の場として、相談室、プレイルームを備え、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、親同士の自主的なサークル活動なども支援します。	子育て支援センターを身近に利用できるよう、子育て相談や活動に対する支援、情報提供など地域の子育て親子の育児支援を行う。	<b>事業所数 15か所 延べ利用者数 13,953人</b>	子育てが孤立化し、子育ての不安感・負担感を感じている人もいるので、子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安や悩みを相談できる場を提供していく。	支援センターが利用者にとって身近で、人との交流の温かみを感じながら育児相談をできる場にしていく。	
5-3	幼稚園・認定こども園での 相談事業	在籍している幼児の保護者からの相談を受け付けます。また、保護者同士や先生との情報交換の促進を図ります。	保育園等に在籍している児童の保護者から、園生活の中で不安なことや困っていることを中心に、電話や窓口で対応し、保護者の同意のうえで園と情報交換を図ります。	<b>園の独自事業のため実績は集計していません。</b>	認定こども園では、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行うこと等の子育て支援事業を行うこととなっている。	各施設において、適切に保護者からの相談等に対応できるように情報提供を行うとともに、研修等による保育の資質の向上を図る。	子ども課 児童 福祉係
5-4	幼稚園・保育園・認定こども園等への訪問相談事業	各種健診後の保育士・幼稚園教諭等への相談・指導を実施します。対象児童の園での日頃の行動を観察し、必要に応じて保育士・幼稚園教諭等及び保護者と相談をして問題改善をします。	園での日頃の行動を観察し、保育士・幼稚園教諭等へ相談や助言を行う。また、必要時に保護者にその時の様子をお伝えし、今後の相談に活かすことで、問題行動の改善や充実した園生活が送れる。	<b>延べ訪問件数 213件</b>	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したため、昨年度に比べ訪問件数は増加したが、保育園等が訪問してほしいタイミングで訪問できていない現状である。	今後も感染の動向を踏まえながら、継続していく。群馬県が実施しているコンサルテーションも必要に応じて活用し、園との連携をより強化していく。	子ども課 母子 保健係

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-5	子育て電話相談事業 (子育て110番)	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	相談者のニーズに答えるとともに、早急に対応が必要とされるケースの支援を確実に行う。	<b>。相談電話件数。</b> <b>一般 1,591件</b> <b>子育て110番 6件</b>	子育て電話相談事業の相談内容は、様々な分野の内容であり、相談者の性別・年齢も多岐にわたるため、相談を受けるスタッフの資質の向上が必要となる。	職員は常に最新の情報収集を行うとともに研修等で自己研鑽に努め、適切な相談支援を行う。	子ども課 母子 保健係
5-6	家庭児童相談事業	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	家庭における児童の適正な養育・家庭児童福祉に関する専門的相談を実施する。	<b>。相談電話件数。</b> <b>虐待・DV 158件</b>	DV相談では、貧困や精神疾患、支援者がいない等問題が複雑化しており、1人の相談者に対する相談回数が増え、相談時間や期間が長期化している。	健診の場を活用し相談を継続していく。問題解決のため関係機関と連携し、相談者の置かれている環境にあった支援方法を検討していく。	
5-7	育児相談事業 【再掲4-3】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	育児全般に関する相談を定期的開催し、子どもの発育発達の確認や、保護者の育児に関する不安の解消につなげる。	<b>延べ相談利用数 75件</b>	保護者の育児不安が強い場合や、子どもの発育発達に心配がある場合は、定期の相談日以外で対応していく必要がある。	今後も、毎月予約制で実施していくとともに、予定が合わない場合は個別で日程調整をし、継続的に子どもの発育発達をみたり、養育者の育児不安を解消していけるよう対応を続けていく。	子ども課 母子 保健係
5-8	栄養相談事業 【再掲4-4】	離乳食教室や1歳児健診、マタニティクラス等で、栄養士による指導・相談を実施します。年代に応じた指導内容とし、離乳食の調理実習や歯科衛生士による虫歯予防など幅広く活動します。	ママサロンや離乳食教室等で、栄養士や保健師による栄養指導・相談対応を行い、妊娠期から乳幼児期の望ましい食事について伝えていく。	<b>。教室開講数。</b> <b>ママサロン 4回</b> <b>離乳食教室 12回</b> <b>。教室受講者数。</b> <b>ママサロン 10組</b> <b>離乳食教室 120組</b>	ママサロンでは、共通した指導内容のほかに、個々の栄養状態に合わせた指導が必要になる場合もある。離乳食の進め方は実際には個人差が大きいため、教室以外でも継続して離乳食について相談を受ける体制が必要である。	今後も、ママサロンと離乳食教室にて、栄養士・保健師による栄養指導を実施し、妊娠期から乳幼児期の望ましい食事について伝えていく。	
5-9	産後ケア事業	母親が安心して育児ができるよう、病院において助産師による授乳指導や育児相談等の専門的なサービスの提供を行います。	産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子の心身のケアや育児サポートを実施する。病院において助産師による授乳指導や育児相談等の専門的なサービスの提供を行い、母親が安心して育児ができるよう支援する。	<b>延べ利用者数 32人</b>	利用者の急激な増加があった場合、利用施設が混み合う可能性がある。早期に利用が必要な人がいた場合は、利用施設と連携を図る必要がある。	産後ケア利用者の増加に伴い、新たな産後ケア施設との契約も検討する必要がある。また、市民からの希望がある宿泊型についても利用ができるように契約内容を検討する必要がある。また、継続してサポートが必要な人については、市の健診時などでフォローも継続する。	
5-10	子育て応援券交付事業	ファミリー・サポート・センター、ヘルパー派遣、一時保育、タクシー利用等に利用できるサービス券（応援券）を配布し、保護者の子育て支援を行います。	保護者の子育てを支援し、育児負担の軽減を図り、安心して育児ができるよう、子育て応援券を活用してもらう。	<b>交付件数 283件</b> <b>延べ利用者数 73人</b> <b>延べ利用枚数 291枚</b>	ヘルパーサービスの利用は伸び悩んでいる。また、サービス利用時の利用者自身の手続きの手間も利用率に影響している可能性がある。	今後も交付時、利用方法の周知を行う。利用率向上のため、より使用しやすい応援券の運営方法も検討する必要がある。	

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-11	にじの家相談事業	「にじの家」において、不登校等の自立支援に関する相談を行います。学校や子ども課と連携し、気軽に相談できる環境を整えています。	学校生活に対して不安や悩みを抱えている児童生徒に対し、個に応じた適応への指導・援助並びに教育相談を行い、学習の補充や自己肯定感を高められるような支援をすることで、不登校の回復及び社会的自立を促す。	<b>延べ利用者数 24人</b> →早期支援による学校復帰、家庭との同歩調による指導での改善効果、個に応じた指導により、自己肯定感の向上につながった	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の乱れや環境の変化への不安により、小学生の利用が増えてきている。</li> <li>社会的自立を目指し、通信制高校を目指す生徒の中学校とのつながり。</li> <li>学校との連携による、完全不登校者、タッチ登校者へのアプローチ。</li> <li>悩みを抱えた児童生徒及び保護者が安心できる場づくり。</li> <li>個に応じた学習支援及び人間関係づくりへの支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒とにじの家をつなぐための、学校や家庭との連携を密にした情報共有、SCとの連携。</li> <li>学び直しも含めた個に応じた学習の補充・支援。</li> <li>悩みを抱えた児童生徒に寄り添った支援や保護者のカウンセリングへの支援。</li> <li>コミュニケーションを通した自己肯定感を高められる環境づくり・体験活動の実施。</li> <li>不登校児童生徒をもつ保護者が抱える悩みや不安に寄り添える環境づくり。</li> </ul>	学校教育課
5-12	児童館での相談事業	児童館の来館者からの相談に随時応じます。また、子育て世帯を対象とした育児講演会を実施します。	来館者からの相談に随時応じる。また、子育て世帯を対象とした育児講演会を実施する。	<b>相談件数 24件</b> <b>育児講演会 4回</b>	専門的な相談も対応が可能のため、保護者への参加の呼びかけを積極的に勧めていく。	保護者の些細な悩みにも寄り添い、きめ細やかな対応を行う。継続して相談支援や情報提供を行っていく。	子ども課 子ども家庭支援係
5-13	家庭(女性)総合相談事業(不妊治療費補助事業)	不妊に関する相談を実施します。また、不妊治療を受けている夫婦の治療費の一部補助を行います。	不妊治療等を受けている夫婦の経済的、精神的負担の軽減のため、治療費の一部を補助する。	<b>不妊治療申請数 47件</b> <b>不育症申請数 3件</b> <b>事業費 3,628千円</b>	令和4年度から不妊治療等が医療保険対象となったものの、継続的に行われる治療費は子どもを望む夫婦の経済的負担になっている。	今後も不妊治療等を受けている夫婦の経済的、精神的負担の軽減のため、治療費の一部補助を継続していく。	子ども課 母子保健係
5-14	各種PR事業	各種子育て支援サービスについて市の広報、ホームページで情報提供を行います。各サービスを積極的に活用していただけるよう、健診時や窓口等で呼びかけを実施します。	ファミリーサポートセンター事業や学童保育所の利用案内等を広報誌に掲載する。翌年度4月入所の情報は、広報掲載に合わせてHPを更新します。また、検診や窓口に来た方には、入所等の相談を受け付けたり、その他子育て支援サービスについても案内します。	<b>・ファミリー・サポート・センター事業や学童保育所の利用案内等をHPや広報誌に掲載。</b> <b>・保育所等入所募集や子育て支援サービスなどの案内をHPや広報誌に掲載。</b>	ホームページは最新の情報を掲載する必要があるので、定期的な更新作業を行う。広報紙では紙面が限られているため、最小限の情報提供しかできない。情報が目に入りやすいように改善していく必要がある。	継続してファミリーサポートセンター事業や学童保育所の利用案内等を広報誌やホームページに掲載する。今後も継続して保育所等入所募集や子育て支援サービスなどの案内をHPや広報誌に掲載していく。	子ども課
5-15	利用者支援事業【再掲3-1(1)】	子ども又はその保護者の身近な場所で、特定教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	子どもや保護者の抱える問題を把握し、関係機関と連携して妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う。	<b>実施箇所 1か所</b> <b>関係機関との連携を図り、継続した支援が必要な妊婦には、妊娠支援計画を作成し、妊娠期から子育て期にわたって支援を実施。安心・安全に子育てができるようにした。</b>	若年、外国人、生活困窮等の複合的な問題を抱える事例が増えており、関係機関との連携や継続的な関わりが必要になっている。	個々の事例の問題点を精査し、継続した支援を行なうことで、子どもが安心して健やかに生活できるよう支援体制を強化していく。	子ども課 母子保健係

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-16	第3子以降保育料無料化事業	第3子以降の特定教育・保育施設を利用する際の保育料に対する支援を行います。	多子世帯のさらなる支援を図るため、第3子以降の3号認定子ども（満3歳未満の保育を必要とする子ども）の保育料を無料化することで経済的負担の軽減を図ります。	<b>年間延べ対象児童数 1,027名 （対象児童数には、元の保育料が0円の世帯も含む）</b>	申請に基づく認定としているため、事業内容や要件の周知が引き続き必要。	今後も前年度同様事業を継続し、多子世帯の経済的負担軽減を図り、少子化対策に繋げていく。	子ども課 児童福祉係
5-17	第3子以降副食費補助事業	第3子以降の保育認定児（2号）に対し、副食費の補助を行います。	多子世帯のさらなる支援を図るため、第3子以降の2号認定子ども（満3歳以上の保育を必要とする子ども）の保育料を無料化することで経済的負担の軽減を図ります。	<b>年間延べ対象児童数 1,595名</b>	「幼児教育・保育の無償化」に伴う制度改正より、2号認定児童の保育料は無料となったが、副食費の負担は継続している。	今後も事業を継続し、多子世帯の経済的負担軽減を図り、少子化対策に繋げていく。	
5-18	赤ちゃんの駅認定事業	市内の公共施設や民間施設等において、乳幼児への授乳やおむつ替え等ができる施設を「藤岡市赤ちゃんの駅」として認定することにより、子育て世帯の外出支援を行います。	市内の公共施設や民間施設等において、乳幼児への授乳やおむつ替え等ができる施設を「藤岡市赤ちゃんの駅」として認定し、保護者が安心して外出できるようにする。	<b>保健センターに設置しているが、「赤ちゃんの駅」としての認定申請なし</b>	市民や市内事業所等に「赤ちゃんの駅」認定目的を周知し、乳幼児を育てる保護者が安心して外出できるように認定施設の推進を図る。	市民や市内事業所に「赤ちゃんの駅」の概要を周知する。	子ども課 子ども家庭支援係
5-19	移動式赤ちゃんの駅貸出事業	市内で開催されるイベントや行事において、移動式赤ちゃんの駅の貸出を行い、乳幼児への授乳やおむつ替え等を行うスペースを確保することにより、子育て世帯の外出支援を行います。	乳幼児への授乳やおむつ替え等を行うスペースを確保することで、保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、もって子育て支援に資する。	<b>貸出申請なし</b>	事業の認知度が低く、イベント主催者等に打診したが、貸し出しの申請を迷う場合が多かった。実物を展示する機会を設けたりするなど周知の方法を検討していく。	「赤ちゃんの駅」のPRとともに、イベント等では「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しができることも知ってもらえるようにPRを図る。	

## 6 支援が必要な子どもと家庭への支援の推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(1)-1	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化します。	福祉・教育・司法・医療等の関係機関、地域の児童委員などと連携し、実務者会議の実施をとおして情報共有と支援の方策などを協議する。	<b>会議開催数</b> <b>&lt;内訳&gt;</b> <b>協議会 1回</b> <b>実務者会議 12回</b> <b>ケース会議 74回</b>	協議会委員の関係機関担当者と主任児童委員を分けて協議会を実施した。情報提供の内容や主任児童委員の役割について共通理解を行い、役割分担を明確にして効果的に支援を行う必要がある。	定期的な協議会を開催し、対応ケースの現状報告、新規ケースの情報提供、具体的な支援の方策等の協議を行う。主任児童委員と役割について共通理解する機会を設定する。	子ども課 子ども家庭支援係
6-(1)-2	乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業 【再掲3-(4),3-(5)-1】	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるように支援します。	<b>【乳児家庭全戸訪問事業】</b> 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、適切なサービス提供につなげる。 <b>【養育支援訪問事業】</b> 子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、育児不安の解消や適切な養育環境が維持改善できるよう個別相談や個別支援の充実を図る。	<b>【乳児家庭全戸訪問事業】</b> <b>訪問対象者数 286人</b> <b>訪問実施数 279件</b> <b>実施率 97.6%</b> <b>(訪問目安：産後1か月)</b>  <b>【養育支援訪問事業】</b> <b>訪問数 365件</b>	<b>【乳児家庭全戸訪問事業】</b> 対象者と連絡がとれなかったり都合が悪かったりして、訪問ができないケースがある。訪問が必要な対象者への電話連絡が頻回となってしまった場合、信頼関係を築くまでに時間を要することがある。  <b>【養育支援訪問事業】</b> 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）は精神疾患や経済的な問題等複雑な場合があり、関係機関との連携や頻回の訪問等が必要と思われる事例がみられる。	<b>【乳児家庭全戸訪問事業】</b> 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援する。  <b>【養育支援訪問事業】</b> 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援する。	
6-(1)-3	家庭児童相談事業 【再掲5-6】	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	家庭における児童の適正な養育・家庭児童福祉に関する専門的相談を実施する。	<b>。相談電話件数。</b> <b>虐待・DV 158件</b>	DV相談では、貧困や精神疾患、支援者がいない等問題が複雑化しており、1人の相談者に対する相談回数が増え、相談時間や期間が長期化している。	健診の場を活用し相談を継続していく。問題解決のため関係機関と連携し、相談者の置かれている環境にあった支援方法を検討していく。	子ども課 母子保健係
6-(1)-4	育児相談事業 【再掲4-3】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	育児全般に関する相談を定期的開催し、子どもの発育発達の確認や、保護者の育児に関する不安の解消につなげる。	<b>延べ相談利用数 75件</b>	保護者の育児不安が強い場合や、子どもの発育発達に心配がある場合は、定期の相談日以外で対応していく必要がある。	今後も、毎月予約制で実施していくとともに、予定が合わない場合は個別で日程調整をし、継続的に子どもの発育発達をみたり、養育者の育児不安を解消していけるよう対応を続けていく。	
6-(1)-5	子育て電話相談事業 (子育て110番) 【再掲5-5】	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	相談者のニーズに答えるとともに、早急に対応が必要とされるケースの支援を確実に行う。	<b>。相談電話件数。</b> <b>一般 1,591件</b> <b>子育て110番 6件</b>	子育て電話相談事業の相談内容は、様々な分野の内容であり、相談者の性別・年齢も多岐にわたるため、相談を受けるスタッフの資質の向上が必要となる。	職員は常に最新の情報収集を行うとともに研修等で自己研鑽に努め、適切な相談支援を行う。	

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課	
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針		
6-(2)-1	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付	母子家庭の母又は父が資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付します。受講料の60%（上限20万円）	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、資格取得などにより安定した仕事に就くことを目的とし、対象となる講座を受講し修了した場合に教育訓練費を給付する。	<b>10件の新規相談。 新規2名が教育訓練を活用した。</b>	対象者が雇用保険非適用者であり、利用者は少数である。児童扶養手当の相談時に制度の説明を行い、生活向上に向け資格取得を目指す母子・父子家庭を支援する。	母子家庭の母又は父子家庭の父が、資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付する。	子ども課 子ども家庭支援係	
6-(2)-2	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進費	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給します。課税者月額7万500円。非課税者月額10万円。	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減を図る目的で給付金を支給する。	<b>。支給者数 4名 →1名が卒業し、臨時職員として就業</b>  <b>。子育て就職面接会 8月、2月にハローワークと合同で開催したところ、5人の参加があったが、就職には至らなかった。</b>	ひとり親家庭の厳しい雇用環境から、資格を活かした仕事に就くことで生活の向上を目指す。	窓口等で諸手続きの際には、事業の概要を周知し、生活費を心配することなく安心してスキルアップのための職業訓練を受講できるよう支援する。		
6-(2)-3	児童扶養手当の支給	主に離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給します。	離婚等した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給する。	<b>認定者数 489名</b>  <b>。支給件数。 全部支給 191件 一部支給 204件</b>	支給対象者の未就業者対策 支給資格に該当しているか随時、確認強化	支給資格があるかどうか、また、支給資格がなくなったにもかかわらず手当を受給することがないよう、窓口において聞き取りを十分に行い、離婚等した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給する。		
6-(2)-4	ひとり親家庭等医療費の助成	18歳未満（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者を含む）の子どもを持つひとり親家庭の保護者・子どもの医療費を助成します。	福祉医療対象者が医療機関で早期受診できることで、病状の重症化を防止する。	<b>。母子家庭。 支給資格者数 1,442人 支給件数 18,768件 助成額 54,535千円</b> <b>。父子家庭。 支給資格者数 157人 支給件数 1,102件 助成額 3,728千円</b>	医療費が無料になることから時間外受診や重複診療につながる場合もある。	早期受診による重症化の防止やひとり親家庭等の経済的な負担軽減のため、今後もひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行っていく。		保険年金課
6-(2)-5	交通遺児手当の支給	交通遺児手当の支給、遺児の健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し、手当を支給します。	交通遺児を激励し、その健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し手当を支給する。	<b>支給者数 1名</b>	「交通遺児」と限定されているため、手当制度についてあまり周知されていない。	広報掲載や児童手当未支払請求申請時などの機会を利用し、制度の更なる周知を図る。		子ども課 子ども家庭支援係

(3) 障害児施策の充実等

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(3)-1	児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	心身の発達に支援を必要とする就学前の児童に対し、個人の特性に合わせた目標を決めて支援を行う。	事業所数 2か所 支給決定者数 51人	早期療育が必要と判断される児童が増加してきているが、地域の事業所数は2箇所となっており、サービス提供事業者が少ない。	対象児童に必要な支援が受けられるよう、必要なサービスを適切に支給する。また、利用ニーズの動向を注視しながら、地域の実情について、事業所指定をおこなう群馬県へ情報を提供していく。	福祉課
6-(3)-2	放課後等デイサービス	小学校から高校生までの障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	対象の児童に対し、一人ひとりの特性に合わせ、日常生活での動作の習得や集団生活への適応や自立の促進に向けた支援や自分の居場所づくりを提供していく。	事業所数 11か所 支給決定者数 153人	放課後等デイサービスを利用する児童の数は増加傾向にある。待機児童を生じさせることなく、安定した利用ができるよう、市内の事業者数や受入れ体制の状況等を注視していく。	対象児童に必要な支援が受けられるよう、必要なサービスを適切に支給する。また、利用ニーズの動向を注視しながら、地域の実情について、事業所指定をおこなう群馬県へ情報を提供していく。	
6-(3)-3	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等訪問支援事業所の指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	児童が集団生活に適応するための専門的な支援と訪問先の保育所等のスタッフに対し、支援方法等の指導等を行う。	事業所数 1か所 支給決定者数 115人	障害（発達障害を含む）等が疑われる児童の存在を早期に発見し、療育に繋げる。	対象児童等に必要なサービスが提供できるよう支給決定を行っていく。また、対象児童等に対し充足した支援を行えるよう利用ニーズの動向を注視し、群馬県に情報提供することで適切な事業数の確保につなげていく。	
6-(3)-4	医療型児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。	重度の運動発達障害のある幼児に対して、保育・医療・リハビリ・日常生活指導などの総合的療育を行う事業となる。 現行において実施なし【実施について今後検討】。	実施なし		現行において市内に当該サービスを提供する事業者はない。第3期障害児福祉計画において、令和8年度末までに実施する方針を立てているため、利用ニーズの把握とともに、事業に参入する法人の動向等を注視していく。	
6-(3)-5	居宅訪問型児童発達支援	重度障害等により外出が困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障がいのある児童であって、児童発達支援など障害児通所支援等を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅へ訪問し、発達支援や日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う事業。 現行において実施なし【実施について今後検討】。	実施なし		現行において市内に当該サービスを提供する事業者はない。第3期障害児福祉計画において、令和8年度末までに実施する方針を立てているため、利用ニーズの把握とともに、事業に参入する法人の動向等を注視していく。	

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(3)-6	児童入所支援	日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。福祉型と医療型があります。	県の事業。 福祉型・医療型があり、福祉型では食事・排泄・入浴などの介護サービスのほか、相談支援、障害の特性に合わせた機能訓練、レクリエーションなどの社会活動参加支援、コミュニケーション支援といったサービスが提供される。医療型では看護に相当する支援も合わせて提供される。	県事業のため実績等は無し。	県事業のため無し。	県事業のため無し。	
6-(3)-7	障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間モニタリングを行う等の支援を行います。	障害のある児童が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、個別サービス利用計画の作成をはじめケアマネジメント、生活における総合的な相談に対応し、支援していく。	事業所数 4か所 支給決定者数 209人	全国的に計画相談業務を担う相談支援専門員の人材不足が顕在化しており、本市を含む県内でも同様の状況である。	相談員の養成及び登録を所管する群馬県へ情報を提供・共有していく。	福祉課
6-(3)-8	コーディネーター派遣	医療的ケア児に関わる多分野にわたる機関の支援調整を行います。	支援に関わる関係機関との多職種連携を図り、医療的ケア児等が地域で生活が送れるよう、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する者を派遣する。	事業所数 3か所 コーディネーター養成者数 3人	医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたっており、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整することが求められる。人材確保が課題。	県医療ケア児等支援センターが設置されたことから、当該機関へ地域の状況など情報を提供していく。	
6-(3)-9	言葉の相談・指導	就学前の幼児に、通級指導教室で言葉や発達面の相談にのったり、個別指導を行います。	3歳児健診後の幼児で、言葉や構音、発達面に問題のある児とその保護者に対し個別に指導を行い、言葉や心身の発達、育児不安の解消を目指す。また、就学に向けた支援を個別で行うことで、育児不安を和らげ、就学に向けての継続支援を目的とする。	対象児童数 年長児 32人 年中児 32人 延べ指導件数 467回	発達面や言語面において指導が必要な児が増加傾向にあるため、対象児の選定や継続指導中の児の評価の在り方を検討する必要がある。	対象児の選定や継続児の評価を適切に行いながら指導枠の調整を行い、継続的な支援を行う。新たに午後の指導枠を新設し、利用しやすくする。	子ども課 母子 保健係
6-(3)-10	障害児親子すこやか教室	障害を持った子どもの保護者を対象に、専門職による学習会を定期的に実施し、保護者の交流・情報交換を行い、相談に応じています。	障害を持った子どもやその疑いがある保護者の関心が高い、就学について学習会や学校見学を行い、継続した支援を行う。	開催数 1回 延べ参加者数 18組	就学支援が必要と思われる児だが、保護者が学習会への参加や学校見学を希望しないケースが増加傾向にある。	障害を持った子どもやその疑いがある保護者への支援（学習会の実施・情報提供・個別相談等）を関係機関と連携しながら引き続き行っていく。	
6-(3)-11	特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある20歳未満の福祉増進のため、手当の支給をします。	心身に障害のある20歳未満の児童に対し、福祉増進のため手当を支給する。	対象者数 93人 受給者数 90人 支給停止者数 9人	制度の周知	児童扶養手当現況届受付時などの機会を捉え、制度の更なる周知を行い、福祉増進のために手当を支給する。	子ども課 子ども 家庭 支援係

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(3)-12	教員の資質向上による教育支援	教員の資質向上を図ることにより児童・生徒への教育の質を高めます。	教員の資質向上を図る	<b>研修開催数 8回</b> <b>計画訪問実施数 13回</b> <b>→計画訪問や要請訪問による授業力向上のための授業研修会の実施、ICTを活用した授業における指導力向上のための研修会の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手の教員が多くなっているため、計画訪問、要請訪問の授業研究会や研究所などの研修について、さらに授業力向上に向けた改善を図る必要がある。</li> <li>・より働き方改革を意識した効果的・効率的な研修体制を構築する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手教師の育成を意識した研修会や授業研究会を行うことで、学んだことをすぐに授業に生かすことができるようにしていく。</li> <li>・ハイブリッド方式の研修を行い、働き方改革を意識した効果的効率的な研修体制を構築する。</li> </ul>	学校教育課
6-(3)-13	保育園や放課後児童クラブでの障害児の受入れ【保育・教育施設】	障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施します。	障害児と健常児と一緒に過ごせる環境づくりを図るため、障害児を受け付ける施設に配慮し、手厚い保育環境を整備するための補助を行います。	<b>対象施設数 17園</b> <b>対象児童数 42人</b>	園から特別な配慮が必要な児童の対象数が多いため、判定するのに時間を要する。重度、中度については手帳を保有していることが条件だが、軽度は市が認めた特別な支援が必要な児童のため、判定基準が難しい。	今後も継続して、障害のある園児を受け入れている施設へ、処遇向上のための保育士の加配、設備の整備等の補助を行い、障害児保育の推進を図っていく。	子ども課 児童福祉係
6-(3)-14	保育園や放課後児童クラブでの障害児の受入れ【放課後児童クラブ】	障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施します。	障害児担当指導員を配置したクラブに補助を行い、障害をもった児童と健常児と一緒に過ごせる地域を目指す。	<b>受入れ箇所数(学童) 17か所</b> <b>延べ利用者数 335人</b>	クラブで障害児の受入を行うには、対応できる指導員の確保や施設の改修が伴うケースもある。また入所判断に関しては各施設の判断によるため、人数が増加傾向にあること併せて、クラブが対応困難と判断してしまうと受入を断られてしまうことがある。	障害児の受入を相談された場合には、クラブに受け入れる方向で調整していただき、障害児保育に関する研修を積極的に受講するよう周知する。	子ども課 子ども家庭支援係

#### (4) 子どもの貧困対策の推進

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(4)-1	就学援助費支給事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	憲法第26条、教育基本法第4条、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、保護者の経済的な負担を軽減するとともに、義務教育の円滑な実施に資する。(今後もこちらの目的・目標を継続して行う)	<b>小学校支給者数 217人</b> <b>中学校支給者数 133人</b> <b>援助費 21,028千円</b> <b>→就学援助が必要と認められる家庭に対しての適切な援助を行うことができた</b>	学校との連携だけではなく、子ども課や福祉課、税務課と情報共有がスタンダードになるよう、庁内連携の仕組み化が必要である。	援助受給者で学級費等を滞納している保護者対策として、学用品費分を確実に現年度滞納分に充てるよう校長会議・教頭会議で依頼し、新たな滞納を生まないよう対策を講じた。	学校教育課
6-(4)-2	子どもの居場所づくり支援事業補助金	子ども食堂をはじめとする、子どもの居場所づくりを行っている又は開設を希望している団体(学習支援は除く)に対し、事業費や役員費などの運営費や、開設に係る経費(備品購入費)の一部補助を行います。	子ども食堂をはじめとする、子どもの居場所づくりを行っている又は開設を希望している団体(学習支援は除く)に対し、事業費や役員費などの運営費や、開設に係る経費(備品購入費)の一部の補助を行う。	<b>実施団体数 1か所</b> <b>補助額 200千円</b>	・子ども食堂の開設希望団体の相談はあるが、新規設立に結びつかない。	子ども食堂をはじめとして、子どもの居場所づくりを新たに始める団体等を把握するとともに、事業の概要を説明し、実施に係る経費の補助を行う。	子ども課 子ども家庭支援係

6-(4)-3	子どもに対する学習・生活支援事業	困窮世帯の子どもに、基礎学力・生活習慣の習得の機会を提供する。潜在している子どもを掘り起こし、早期課題解決を図れるよう子ども課及び自立相談支援機関と連携していく。	困窮世帯の子どもに、基礎学力・生活習慣の習得の機会を提供する。潜在している子どもを掘り起こし、早期課題解決を図れるよう子ども課及び自立相談支援機関等と連携していく。	実施箇所数 3か所 延べ利用者数 157人	実施場所が3箇所のため、学校区を越えて移動が必要な場合も考えられる。こうした利用者は、保護者の送迎がないと通うことが難しい。	対象となる子どもに必要な支援が実施できるよう委託事業者の他、子ども課、教育委員会、自立相談支援機関、子ども食堂、フードバンクふじおか等、関係機関と連携していく。	福祉課
---------	------------------	---	--	--------------------------	--	--	-----

## 7 働きながら子育てができる環境づくり

No.	項目	事業内容	令和5年度			令和6年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
7-1	両立支援のための体制の整備	育児休業制度の普及、パートタイム労働条件の改善のため、事業所等を訪問し、啓発活動を推進します。	育児休業制度の普及、パートタイム労働条件の改善等、仕事と子育てを両立させる環境をつくること。	啓発用ティッシュの配布、パネルの展示及び広報の掲載によりジェンダー・ギャップの解消を図った。 事業者向けリーフレットの配布により男女ともに働きやすい職場環境の確保につながる社内意識を醸成した。	・固定的な性別役割分担の意識はいまだに根強く残っており、育児休業制度やパートタイム労働の制度があっても、実際に取得できる状況にない事業所も多いと推察される。引き続きジェンダー・ギャップの解消に向けて各制度の啓発が必要である。	・12月12日開催の人権講演会（みかぼみらい館）において、男女共同参画実現を含む人権啓発パネルを展示。 ・6月15日号広報の人権コーナーにて「男性にとって男女共同参画とは」と題して啓発記事を掲載。	地域づくり課
7-2	①再就職セミナーの開催 ②ジョブカフェ・マザーズ出張相談	出産、育児、介護等により職業生活を中断した者に対する再就職希望者のセミナーを実施します。また、広報、リーフレット、ポスター等による情報提供を行います。	①出産や育児が落ち着き、再就職を検討している女性を対象に、県と共催で就業セミナー及び相談会を開催し、女性の再就職を支援する。 ②結婚・出産・育児等で離職し再就職を考えている女性や、働くことについての悩みを抱えている女性を対象に、県と共催で専門のカウンセラーによる出張相談会を開催し、女性の再就職を支援する。	募集定員15名に対し、7名が参加した。結果として、1名の再就職に繋がった。セミナーでは個々の日常生活の24時間の内訳を書き出して、時間軸をヒントに自分に合った働き方を考えるきっかけ作りをした。参加者は、なんとなく考えていた働き方から、自分のベストに近い働き方を知ることができたという声があった。	今年度は会場が4ブロック（中毛・西毛・東毛・北毛）に分けられて実施した。藤岡市の参加者は西毛ブロックの会場である富岡市まで行く必要があり、参加者は富岡市在住の方が多かった。セミナー会場まで行くことができない・時間がない人向けにオンライン等も活用できればと感じた。	令和6年度から群馬県の支援方法が変更となり、市と共催してセミナーや個別相談会を行わなくなった。そのため、市HPやリーフレット掲示等による離職者向け情報の発信を行っていく。	商工観光課
7-3	男女共同参画社会実現に向けての啓発活動	男女平等を基本理念とする家庭、職場、地域社会における男女共同参画社会に向けての啓発活動を実施します。	男女平等を基本理念とする家庭、職場、地域社会における男女共同参画社会を実現すること。	・小学生向けのリーフレットを516部作成し、小学校2校へは直接配布。 ・啓発用ティッシュを作成し、市内小学校及び市有施設等に配布。また、市内スーパー2箇所で啓発活動実施。 ・男女共同参画セミナーとしてスキンケアセミナーを開催。 ・12月14日開催の人権講演会（みかぼみらい館）において、男女共同参画実現を含む人権啓発パネルを展示。 ・6月15日号広報の人権コーナーにて「男女とも育児休業をとるのが当たり前時代に」と題して啓発記事を掲載。 ・職場内のハラスメント防止を目的としたリーフレットを商工会議所を通じて市内事業者へ配布。	男女共同参画社会の実現に向けた意識は、年々広まってきているものの、固定的な性別役割分担意識もいまだ根強く残っており、より広く多くの市民に対して啓発を実施する必要がある。	・小学生向けのリーフレットを作成し、小学校3校へは直接配布。 ・啓発用ティッシュを作成し、市内小学校及び市有施設等に配布。また、市内施設で啓発活動実施。 ・男女共同参画セミナーとしてスキンケアセミナー及びお片付けセミナーを開催。 ・12月12日開催の人権講演会（みかぼみらい館）において、男女共同参画実現を含む人権啓発パネルを展示。 ・6月15日号広報の人権コーナーにて「男性にとって男女共同参画とは」と題して啓発記事を掲載。	地域づくり課